

地方特例交付金に関する省令の一部を改正する省令について

令和 8 年 7 月
自治財政局交付税課

1. 改正理由

令和 8 年度の各地方公共団体に交付すべき地方特例交付金の交付額の決定にあたり、関係規定の整備等を行うため、地方特例交付金に関する省令（平成 11 年自治省令第 15 号）の一部を改正する。

2. 省令案の内容

- ・ 地方交付税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 3 号）第 4 条による地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成 11 年法律第 17 号）の改正により、軽油引取税減収補填特例交付金、自動車税減収補填特例交付金、軽自動車税減収補填特例交付金及び地方揮発油譲与税減収補填特例交付金が創設されたことに伴う、これらの交付金の額の算定方法等の新設。
- ・ 住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金を個人住民税減収補填特例交付金に名称変更し、その額の算定に用いる乗率を年次更新。
- ・ その他所要の規定の整備。

3. 施行期日

令和 8 年 7 月 24 日に公布・施行予定
（地方特例交付金の交付額の決定日と同日）